

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局環境管理部環境管理課（土壌汚染対策グループ）（06-6615-7926）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	汚染土壌処理業者に係る停止命令及び許可の取消し並びに措置命令
概要	<p>土壌汚染対策法では、汚染土壌処理業者が、汚染土壌処理業の許可の基準に適合しなくなったときや、汚染土壌処理業に関する規定又は当該規定に基づく命令に違反したとき等は、その許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命じます。</p> <p>また、許可の取り消し等に伴って、汚染土壌処理施設の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、当該汚染の除去その他必要な措置を講ずべきことを命じます。</p>
根拠法令等 及び条項	<p>土壌汚染対策法第25条、第27条第2項 汚染土壌処理業に関する省令第4条 (<a href="https://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html">https://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html</a>)</p>
処分基準	<p>○土壌汚染対策法第25条</p> <p>都道府県知事は、汚染土壌処理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 第22条第3項第2号イ又はハからトまでのいずれかに該当するに至ったとき。</li> <li>二 汚染土壌処理施設又はその者の能力が第22条第3項第1号の環境省令で定める基準（汚染土壌処理業の許可の基準）に適合しなくなったとき。</li> <li>三 この章の規定又は当該規定に基づく命令に違反したとき。</li> <li>四 不正の手段により第22条第1項の許可（同条第4項の許可の更新を含む。）又は第23条第1項の変更の許可を受けたとき。</li> </ol> <p>○土壌汚染対策法第27条</p> <p>汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は第25条の規定により許可を取り消された汚染土壌処理業者は、環境省令で定めるところにより、当該廃止した事業の用に供した汚染土壌処理施設又は当該取り消された許可に係る汚染土壌処理施設の特定有害物質による汚染の拡散の防止その他必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項に規定する汚染土壌処理施設の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該汚染土壌処理施設を汚染土壌の処理の事業の用に供した者に対し、相当の期限を定めて、当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>○汚染土壌処理業の許可の基準</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 汚染土壌処理施設に関する基準</li> <li>二 申請者の能力に関する基準</li> </ol> <p>が、汚染土壌処理業に関する省令第4条で定められています。</p>
ホームページ	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000317461.html">https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000317461.html</a>
備考	